



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年6月30日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
感染症対策推進課	企画係	小野 伊藤	内線 3340 直通 058-272-8498 FAX 058-278-3550

第1回 岐阜県感染症対策連携協議会を開催します

県では、昨年12月に成立した改正感染症法に基づき、感染症の発生予防及びまん延防止の施策の実施に当たって、連携協力体制の整備を図るため、県、保健所設置市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関、福祉関係団体及び保健所で構成する「岐阜県感染症対策連携協議会」を設置し、第1回会議を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1 日時

令和5年7月6日（木） 17:00～18:00

2 場所

県庁6階 特別会議室（岐阜市藪田南2-1-1）

3 出席予定者

委員：21名（別添「委員名簿」参照）

県出席者：知事（冒頭挨拶のみ）、健康福祉部長 ほか

4 内容

- ・ 岐阜県感染症対策連携協議会の設置について
- ・ 予防計画の改定等について

5 その他

- ・ 会議は公開で行います。
- ・ 撮影場所は係員の指示に従っていただきますようお願いいたします。

参考 感染症法改正法案資料（厚生労働省作成）

都道府県と保健所設置市・特別区との連携協議会

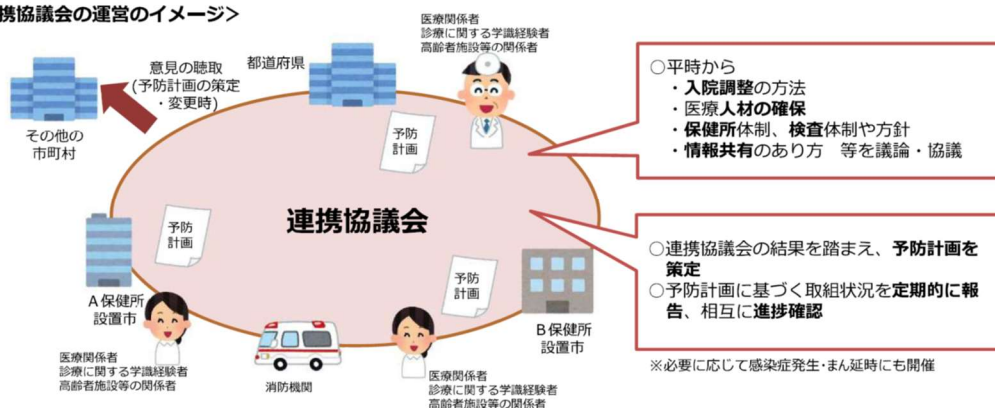
見直しのポイント

- ・ 一般のコロナ対応において、**都道府県と保健所設置市や特別区との間**で、入院調整が円滑に進まない、応援職員の派遣のニーズを共有できない、迅速な情報共有ができないなど、**連携が十分ではないケース**が見られた。
- ・ このため、都道府県と管内の保健所設置市や特別区を構成員とする「**連携協議会**」を創設。**入院調整の方法、医療人材の確保、保健所体制、検査体制や方針、情報共有のあり方**などについて、**平時から議論・協議**し、その結果を踏まえて、**予防計画を策定**。また、予防計画に基づく取組状況を定期的に報告、相互に進捗確認。
- ・ こうした平時からの連携強化・綿密な準備を通じ、感染症発生・まん延時における機動的な対策の実施を図ることとした。

※ 1 連携協議会には、医療関係者や学識経験者、高齢者施設等の関係者、消防機関が参画。なお、予防計画の策定・変更時には、現行と同様、一般市町村からも意見聴取を行うこととした。

※ 2 平時だけでなく、感染症発生・まん延時において連携協議会を開催することも可能。

<連携協議会の運営のイメージ>



(注) 連携協議会の枠組みのほか、都道府県の**総合調整権限の強化**や**保健所設置市・特別区への指示権限を創設**。感染症発生・まん延時において、都道府県が**迅速な対策**や**管内の一元的な対策**の実施など必要がある場合に**権限を発揮**できるようにした。